

鹿屋市土木工事等の情報共有システム活用要領

1 趣旨

鹿屋市発注の土木工事等において、受発注者の業務効率化及び目的物の品質確保を図るため、この要領を定め情報共有システムの積極的な活用を推進する。

2 対象工事及び業務

- (1) 鹿屋市発注の土木工事等のうち、「土木工事標準積算基準書」、「設計業務等標準積算基準書」、「土地改良工事積算基準」、「森林土木工事積算基準書」、「森林整備保全事業調査・測量・設計積算基準」及び「水道事業実務必携」のいずれかにより積算を行った設計金額が 1,000 万円以上の工事及び業務を対象とする。
- (2) 対象工事及び業務であっても、インターネット環境が確保できない等、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、受発注者協議の上、対象外とすることができる。
- (3) 対象外の工事又は業務であっても、受注者の希望により対象とすることができる。

3 情報共有システム

- (1) 情報共有システムは、「鹿屋市電子納品の手引」、「鹿児島県電子納品ガイドライン」及び「同運用の手引き」に定めたものでASP方式等とする。
- (2) 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議の上、決定することとする。

なお、発注者は、同一工区内で複数工事間又は、関連する業務間の情報共有が必要等の合理的な理由がある場合以外では、受注者が希望するプロバイダの利用を妨げないこと。

4 システムにかかる費用

- (1) 情報共有システムにかかる費用は、工事においては共通仮設費の率に含み、業務においては諸経費に含まれている。
- (2) 対象外の工事又は業務で受注者の希望により対象とした場合、情報共有システムにかかる費用は受注者の負担とする。

5 システム利用者等

- (1) 発注者の情報共有システム利用者は、監督員及び主任監督員に加え、処理状況、変更協議内容等を把握・共有するため、担当係長、技術補佐、課長等を含めるものとする。
- (2) 受注者の情報共有システム利用者は、現場代理人及び監理技術者（主任技術者）、管理技術者、照査技術者に限らず、処理状況、変更協議内容等の確認体制を構築することを推奨する。

6 その他

この要領、「鹿屋市電子納品の手引」、「鹿児島県電子納品ガイドライン」及び「同運用の手引き」に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。